

多羅尾事務所 運営規程（抜粋）

事業の目的

多羅尾事務所（以下「事務所」という）は要介護高齢者およびその同居する家族（以下「利用者等」とする）の意志を尊重し、常に利用者等の立場に立って適正な居宅介護支援事業を行う事を目的とする。

運営方針

1. 事業所の介護支援専門員は自立支援・生きがいの尊重・介護負担の軽減の視点を常に維持し、可能な限りの居宅介護支援を行う。
2. 事業の実施にあたっては利用者等の意志及び人権を尊重し、提供される居宅サービスが偏る事がないよう公平中立に行う。
3. 事業の運営にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉及びその他の居宅サービス事業所と綿密な連携を図り、地域の福祉の向上に努めていく。

事業所の名称等

名称 多羅尾事務所

所在地 長野県上水内郡信濃町大字柏原 1242 番地 1

職員の職種、員数及び職務内容

管理者 1名（常勤） 事業所の業務管理を行う。

介護支援専門員 2名以上（常勤） 居宅介護支援の提供を行う。

営業日 月曜日から土曜日まで

営業時間 月～金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～15：00

営業実施地域

上水内郡信濃町